

# 緊急事態宣言の発令を受けて

問い合わせ

太宰府市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
(防災安全課 防災安全係 (☎内線519))

全国的な新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、1月14日(木)から2月7日(日)まで、福岡県を含む7府県を対象に国の緊急事態宣言が発令されました。

## 市民の皆さまへの要請

特措法45条1項に基づき、昼夜を問わず、不要不急の外出・移動の自粛をお願いします。特に20時以降は徹底してください。なお、通院や食料・生活必需品の買い出し、職場への出勤、運動や散歩など生活や健康の維持に必要な場合は除きます。また、引き続き、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底をお願いします。

## 事業者の皆さまへの要請

特措法24条9項に基づき、飲食店、喫茶店、遊興施設(バー、カラオケボックスなど)のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の皆さまには、営業時間を朝5時から夜20時までとするようお願いします。酒類の提供時間は11時から19時までとします。

期間は1月16日(土)0時から2月7日(日)24時までとします。

なお、宅配やテイクアウトサービス及びネットカフェなど宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は対象外とします。

引き続き、ガイドラインに従った感染防止対策の徹底をお願いします。

飲食店以外の施設については、特措法に基づく要請ではありませんが、飲食店と同様に、営業時間を朝5時から夜20時まで、酒類の提供時間を11時から19時までとしてください。

また、劇場、映画館、博物館・美術館などについては、収容する人数上限を5,000人、かつ、収容率要件50%以下でお願いします。

## 主な市の独自支援事業

### ■家族内感染対策事業【期限:令和3年3月31日まで】

新型コロナウイルス感染症陽性患者の濃厚接触者となる人のご家族(陽性判明者ならびに濃厚接触者ご本人は含みません)および医療従事者などのご家族に対して、新型コロナウイルス陽性患者の濃厚接触者の検査結果が判明するまでの期間、または濃厚接触者の健康観察期間の間に、ご家族が新型コロナ感染症予防のため、宿泊施設を利用された際の宿泊費を助成することにより、安心できる居場所を確保します。

### ■太宰府市事業者等感染防止対策支援金【期限:令和3年3月1日まで】

太宰府市を訪れる人や市民の皆さんに安心していただけるよう、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を既に行っている、またはさらに感染防止対策に努める企業・個人事業主などに対し、太宰府市事業者等感染防止対策支援金を交付し、「太宰府コロナ滅ステッカー」を配付します。

### ■雇用調整推進奨励金【期限:令和3年3月15日まで】 **申請受付を再開します**

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業・個人事業主で、国の雇用調整助成金などの交付を受けた者に対し、市が一定額を助成することにより、従業員を休業させる事業主の負担を軽減するとともに雇用の維持及び事業展開の準備を一層推進します。

## 年末年始の新型コロナウイルス感染症対策のご報告

一年で最も多くの来訪者が本市を訪れる年末年始に、市としてより一層の新型コロナウイルス感染症への対策対応を取るために、12月31日～1月3日にかけて市役所内に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して不測の事態に備えました。

西鉄太宰府駅や太宰府館などには、各自で発熱状況を把握できるサーモグラフィーを設置するとともに、マスクを忘れた人や紛失した人に配布するための個包装マスクを準備しました。また、交通状況や駐車場満空情報を配信し、分散参拝を促しました。

こうした取り組みの結果、大きなトラブルもなく年末年始を乗り切ることができました。市民の皆さまのご理解ご協力で心よりお礼申し上げます。また、引き続き感染防止にご協力をお願いします。



サーモグラフィーやマスクの設置



対策本部の様子